

— 目次 —

- 平成30年11月の税務
- 消費税軽減税率導入まであと1年!

いつもお世話になっております。

秋も深まり、冷え込んで参りました。
お風邪など召されませぬようお願い申し上げます。

それでは、今月の【Abeam 通信】をお届けします。

平成30年11月の税務

11/12

- 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11/15

- 所得税の予定納税額の減額申請

11/30

- 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
 - 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
 - 9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
 - 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
 - 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
 - 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- 個人事業税の納付(第2期分)

株式会社 アビームマネジメント
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014
仙台市青葉区本町1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計ピックアップ>

消費税軽減税率導入まであと1年！

◆消費税軽減税率制度の概要

2019年（平成31年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率（8%）の対象となるのは、次の2品目です。

・飲食料品…飲食料品（酒類を除く）

※外食やケータリング等を除く。

・新聞…週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

◆区分記載請求書等保存方式が始まる

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が8%と10%の複数税率になりますので、2019年10月1日から2023年9月30日までの間は税率ごとの区分経理が必要です。また、区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存も要件となります。

◆適格請求書等保存方式(インボイス方式)

2023年10月1日以降、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」いわゆる「インボイス方式」が導入されます。適格請求書(インボイス)は、適格請求書発行事業者として登録を受けた事業者でなければ交付できませんので、適格請求書発行事業者となるためには、2021年10月1日以降、登録申請書を税務署に提出しておかなければなりません。免税事業者は、課税事業者となることを選択し、登録申請書を提出すれば適格請求書発行事業者となることができます。

◆レジの導入はお早めに

複数税率対応レジを導入することで、区分記載請求書等の発行が簡単にできるようになりますし、今なら軽減税率対策補助金が1台当たり最高で20万円受けられます(※資本金額など一定の条件があります)。

軽減税率対策補助金は今年8月現在で約7万以上の事業者に交付されたとのこと。メーカーによっては人気商品が欠品となっていて、納品までに時間がかかるケースも見受けられるようになってきました。軽減税率対策補助金の補助事業の完了期限は2019年9月30日まで延長されていますが、補助金に限りもありますので、早目の対応をおすすめします。

◆◆さいごに◆◆

急に朝晩冷えるようになりました。皆様お風邪などひいていませんか？

週末に風邪気味の息子を連れて小児科へ行った際、インフルエンザの予防接種の予約をしたのですが、週末の接種予約は12月半ばまで全て埋まっています、との事（平日はまだ大丈夫との事でした）…。聞くと昨年に続き今年もインフルエンザワクチンが少ないのだとか。仕方なく平日夕方に予約を入れたのですが、週末にインフルエンザの予防接種を考えていらっしゃる方、予約は早めにかかることをお勧めします！